

概要版

第三期

いずみおおつ 子ども未来プラン

(こども計画)



令和7年3月
泉大津市

1 計画策定に当たって

本市では、令和2年度に「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」を策定し、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の考えのもと、子育て支援施策を推進してきました。この計画の後継計画として、令和7年度から令和11年度までの「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」を策定します。

「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく「こども計画」として、幼稚園・認定こども園・保育所などの確保方策に加え、次世代育成支援対策、母子保健を含む成育医療等、ひとり親家庭自立促進、こどもの貧困対策、こども・若者育成支援といった幅広い分野の取組を網羅した総合的な計画です。策定にあたっては、子育て中の保護者に加え、こども・若者からも、アンケートやインタビューで意見をいただき、施策に反映しました。

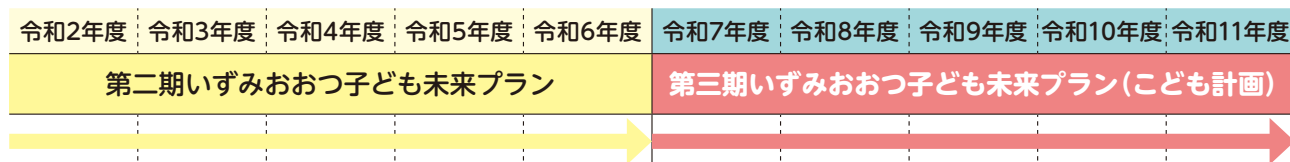
本計画に基づき、官民連携・市民共創で、笑顔で育ち育てられる“こどもまんなか”のまちづくりを進めていきます。

策定の方法

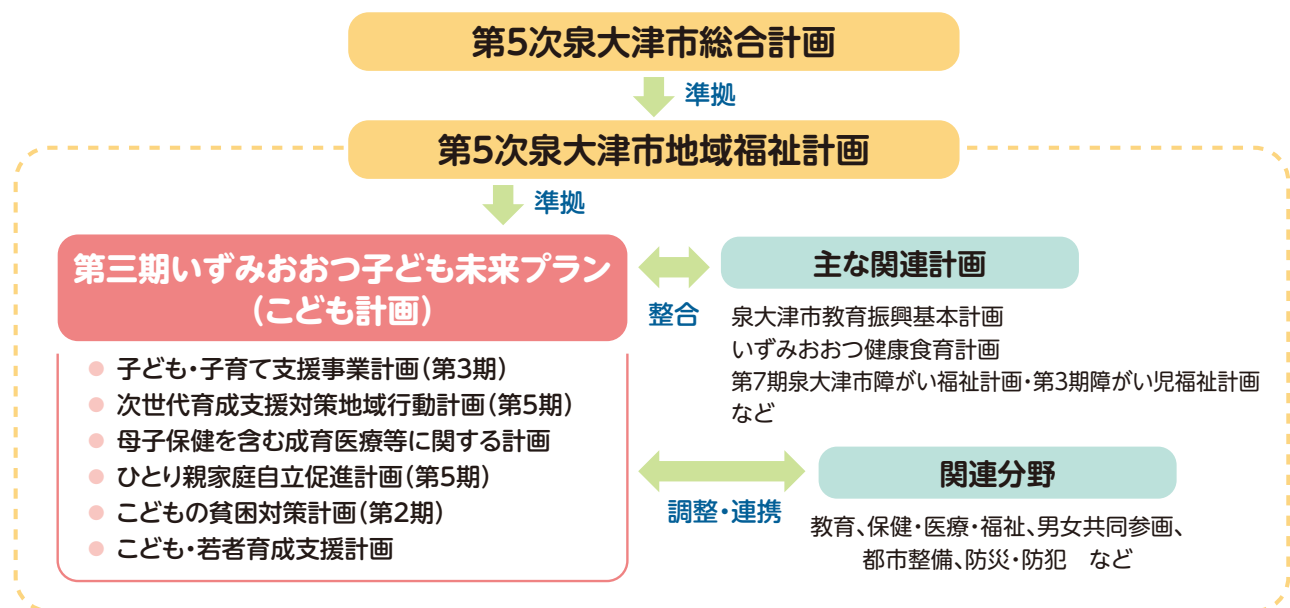
- ◆ アンケート調査の実施
 - ・ 就学前及び小学生児童の保護者
 - ・ 小中学生
 - ・ 高校生世代から24歳の若者
- ◆ インタビュー・ヒアリング調査の実施
 - ・ 小中学生
 - ・ 子育て支援施設などの関係団体

- ◆ 子ども・子育て会議での検討（5回）
- ◆ パブリックコメントの実施
- ◆ 「やさしい概要版」を用いた小中学生への計画案に対する意見聴取

【 計画期間 】



【 計画の位置づけ 】

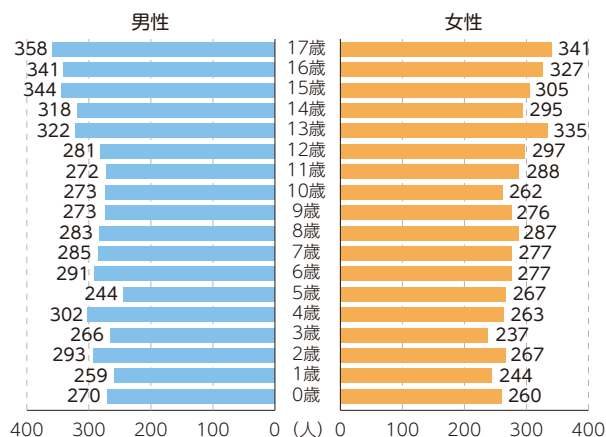


2 本市の現状と課題

こどもの人口の状況

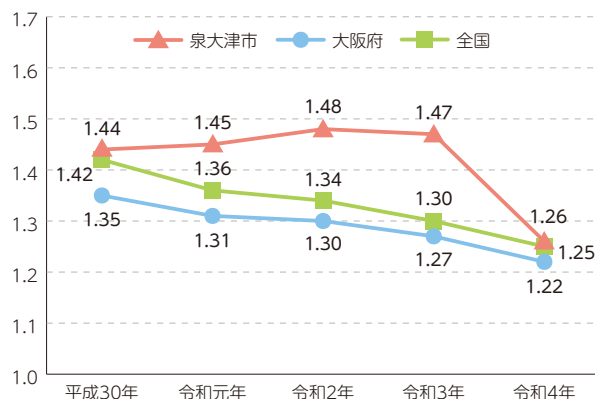
本市の令和6年4月の0～17歳の人口をみると、年齢が低いほど人数が少なく、少子化傾向が進みつつあることがわかります。

【本市のこどもの年齢別人口（令和6年4月）】



本市の合計特殊出生率は、全国平均や大阪府平均より高位に推移してきましたが、令和4年は全国平均や大阪府平均とほぼ同程度となっています。

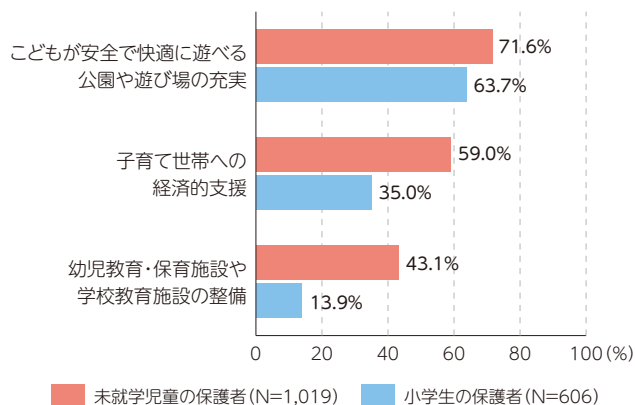
【合計特殊出生率の推移】



こどもたち本人や保護者のニーズ

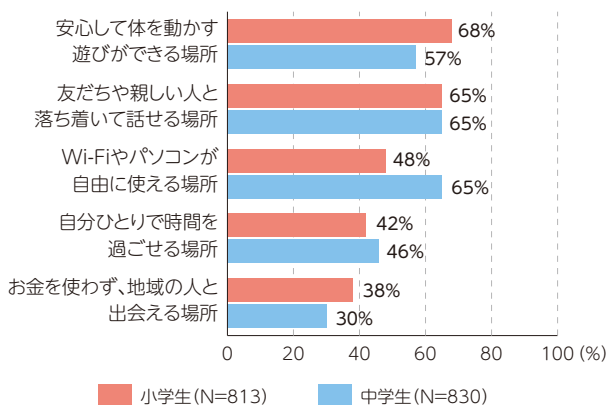
保護者へのアンケートで「充実してほしい施策」をたずねたところ、「公園や遊び場の充実」や「経済的支援」の割合が高く、小学生の保護者より就学前児童の保護者の方が、回答割合が高くなっています。

【充実してほしい施策（13項目中の上位3位）】



小学4～6年生と中学生の本人へのアンケートでは、「安心して体を動かす遊びができる場所」、「友だちや親しい人と落ち着いて話せる場所」など、様々な「居場所」についてのニーズがあがりました。

【「居場所」についてのニーズ】



泉大津市の子育てをめぐる現状

- 年齢が低いほど人口が少ない（少子化）
- 合計特殊出生率は（国・大阪府より）高いが減少傾向
- 経済的支援のニーズが高い
- こどもも保護者も、安心して過ごせる居場所を求めている

アンケートやインタビュー等から明らかになったニーズや、統計データの動向などから課題を整理し、その改善・解決を図る施策を立案していく必要があります。



課題の整理

子育てをめぐる現状から、本市のこども施策を進める上で求められる事項を整理しました。

1

安心して子育てができる切れ目のない支援

アンケートによると、身体的・精神的負担に悩んでいる保護者は多く、とりわけ、妊娠中や出産直後の支援の充実を求める割合が増えています。市の相談窓口では、児童虐待にかかる相談対応の件数が増えており、育児に不安を抱え、サポートが必要な保護者の早期発見と相談・支援体制の充実を一層図る必要があります。

児童福祉と母子保健が連携した妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を強化していくことが求められます。

2

多様なニーズに応える教育・保育の体制整備

本市では、6割を超える子育てで家庭が共働き世帯であり、また、過去のアンケートと比較して、幼児教育・保育施設の整備のニーズが高まっています。

子ども・子育て支援制度が発足して10年が経過する中で、認定こども園など、就学前の教育・保育の量の確保が図られましたが、新制度である「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援)も含め、待機児童対策、就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援サービスなどの充実を図り、子育て家庭の多様な保育ニーズに応える必要があります。

3

経済的負担の軽減

アンケートによると、子育ての費用負担に35%の保護者が悩んでおり、小中学生や若者へのアンケートでも「家のお金のこと」に悩んでいるこども・若者がみられる状況です。

経済的支援をめぐる「幼児教育・保育の無償化」をはじめ、様々な施策を展開していますが、安心してこどもを産み育てることができるよう、更なる負担軽減が求められます。また、「こどもの貧困」に関する法制度改革も進んでおり、個々の実情に応じて支援を進める必要があります。

4

居場所の充実

子育て中の保護者へのアンケートや、小中学生へのアンケート・インタビューでは、公園や遊び場に対して、非常に高いニーズがみられました。また、小中学生や若者へのアンケートでは、自分に自信が持てなかったり、孤独感を感じているケースや、ひきこもりの状況も明らかとなりました。

コロナ禍をきっかけに、孤独・孤立状態におちいる人は少なくなく、地域の中で、無料や廉価でゆったりと時間を過ごせ、多世代で交流できる「居場所」の必要性が高まっています。不登校、ひきこもりなどの課題に対しても、対話を増やし、人のつながりをつくっていくことで、解決を目指すことが求められます。

5

ヤングケアラーへの支援の推進

小中学生や若者へのアンケートでは、家族のお世話を何時間も行っているヤングケアラーの状態にあるこども・若者がいることが明らかになりました。ヤングケアラーについては、本市においても、実態把握を行うとともに、個々の実情に応じた重層的な支援に取り組んでいく必要があります。

6

こどもの意見の尊重

小中学生へのインタビューでは、大人の価値観を押しつけるのではなく、対話を大事にして、こどもであっても一人人として尊重してほしい、といった意見が多く出されました。このことは、こども基本法の本旨であり、こどもの意見を聴き、施策に反映していく仕組みづくりを進めていく必要があります。

上記の課題や方向性を踏まえて、第三期プランを策定しました。



3 基本理念・施策体系

本市では、こども・若者の生活と権利を最大限に尊重し、地域ぐるみで妊娠・出産期から学童期、青年期に至るまでの育ちを切れ目なく支援することにより、『こどもまんなか社会』の実現を目指していきます。

そのために、3つの基本目標、13項目の主要施策を体系化し、「成長過程を通じた切れ目のない支援」、「官民連携・市民共創によるこども・若者の育成」の2つの視点に立って施策を推進します。

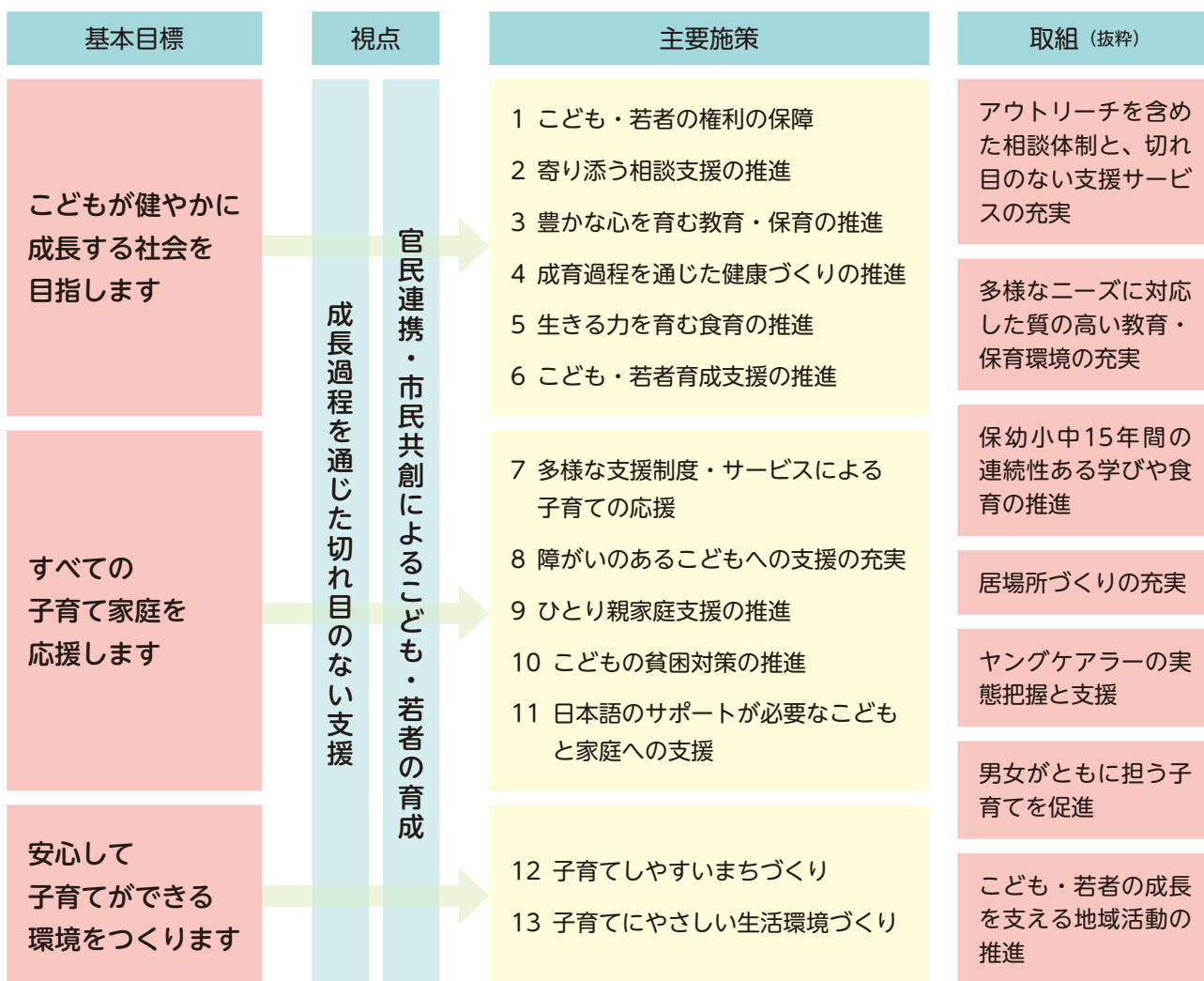
基本理念

笑顔で育ち育てられる“こどもまんなか”のまちをめざして

すべての子どもがたくましく育つ、

みんなで子育てを応援するまち・泉大津

施策体系



4 子ども・子育て支援の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「就学前教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保方策（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績やニーズ調査結果、人口推計を勘案して、以下のとおり、量の見込みと確保方策を設定します。

就学前教育・保育施設の利用量の見込みと確保方策

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

【保育の必要性の認定の区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

少子化傾向にありますますが、低年齢児を中心に、依然、高い状態が続くと予想されるため、引き続き、提供体制の確保に努めます。

なお、確保方策は、利用定員ベースで記載しています。この需要量に対する提供体制が将来にわたって確保できるよう、保育士等の職員の養成・確保を促進していきます。

【教育・保育施設の利用量の見込みと確保方策】

(単位：人/月)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
0歳児 (3号認定)	量の見込み	93	93	92	92	91	
	確保方策	134	141	141	141	141	
1～2歳児 (3号認定)	量の見込み	538	557	561	558	555	
	確保方策	570	598	598	598	598	
3～5歳児 (2号認定)	量の見込み	911	869	876	865	884	保育所・認定こども園保育所部利用
	確保方策	916	1,033	1,033	1,033	1,033	
3～5歳児 (1号認定)	量の見込み	581	554	558	551	563	幼稚園・認定こども園幼稚園部利用
	確保方策	1,164	1,203	1,203	1,203	1,203	
合計	量の見込み	2,123	2,073	2,087	2,066	2,093	
	確保方策	2,784	2,975	2,975	2,975	2,975	

地域子ども・子育て支援事業等の供給量の目標

地域子ども・子育て支援事業等の令和6年度の利用実績見込と、令和11年度の提供量の目標は、以下のとおりです。令和6年度の利用実績見込が空欄の事業は、新規事業です。

各事業が円滑に実施できるよう、供給体制の確保に努めます。

	単 位	令和6年度 実績見込	令和11年 度供給量	事業の概要
(1)地域子育て支援拠点事業	人回/年	34,700	36,000	乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施する事業です。
(2)妊婦健康診査	人回/年	6,180	6,312	医療機関における妊婦に対する健康診査事業です。
(3)こんにちは赤ちゃん訪問	人/年	515	526	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問する事業です。
(4)養育支援訪問事業	人/年	67	95	養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行う事業です。
(5)子育て短期支援事業	人日/年	22	24	一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設(乳児院など)でこどもを預かる事業です。
(6)ファミリー・サポート・センター事業(就学児分)	人回/年	75	97	生後3ヶ月から小学6年生までのこどもがいる依頼会員を対象に、提供会員が子育て支援を行う事業です。ここでは、就学児分を掲載しています。
(7)預かり保育	人回/年	17,000	16,222	幼稚園・認定こども園幼稚園部で通常就園時間後に保育する事業です。
(8)一時保育	人回/年	1,900	2,022	家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、保育所・認定こども園保育園部等で保育する事業です。
(9)延長保育	人/年	650	645	保育所・認定こども園などで、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。
(10)病児・病後児保育	人日/年	1,100	1,082	病気のこどもを一時的に保育する事業です。
(11)放課後児童健全育成事業(仲よし学級)	人/月	950	1,000	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業です。
(12)子育て世帯訪問支援事業	人日/年	-	290	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を、訪問支援員が訪問し、支援を行う事業です。
(13)親子関係形成支援事業	人/年	-	30	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
(14)産後ケア事業	人日/年	58	86	生後1年未満の赤ちゃんとお母さんに、助産師等が、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業です。
(15)妊婦等包括相談支援事業	回/年	-	1,594	妊産婦などと定期的な面談を行う伴走型の相談支援事業です。
(16)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援)	人日/年	-	26,970	0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。

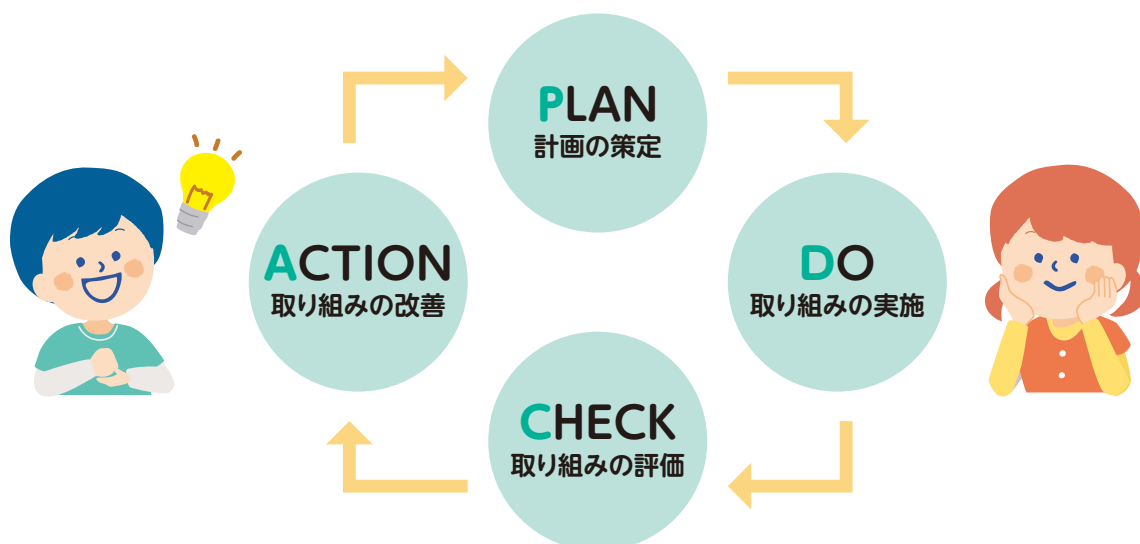


5 計画の推進体制

PDCA サイクルによる検証

PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証し、施策の進捗状況、事後の達成度を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげます。

【 PDCA サイクルによる計画の評価と改善 】



計画内容の広報・啓発

地域全体で子育て支援に取り組むために、市民が共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

こどもの意見の継続的な反映

こどもの意見を聴き、政策に反映することは、ニーズに沿った施策展開のために望ましいだけでなく、自分たちの声によって社会に変化をもたらすという経験を通して、社会の一員としての主体性を高めることにもつながります。

このため、市政の推進にあたって、可能な限り、こどもの意見を聴く機会の確保に努めるとともに、意見反映の状況や、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスを分かりやすくフィードバックしていきます。

第三期いずみおおつ子ども未来プラン(こども計画)

〔概要版〕

令和7年3月

発行：泉大津市

編集：泉大津市 健康こども部こども政策課

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話：0725-33-1131(代表)

※ 「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令での用法に沿って記載し、準拠する法令がないケースでは、「こども」と記載しています。